

## 第3節 平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

### 1 平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進など

#### ① 各種準備の推進

16(平成28)年3月29日に平和安全法制が施行されて以降、防衛省・自衛隊は、平和安全法制に基づく様々な新たな任務について、制定された法制度・各種部内の規則類の周知徹底、隊員教育のほか、様々な部隊が実際に訓練をするために必要な教材などの整備や教官の育成といった各種の準備を進めた。

同年8月、こうした各種の準備作業に一定の目的がたったことから、自衛隊の各部隊において、平和安全法制に関する必要な訓練を実施していくこととした。また、日米など二国間あるいは多国間の共同訓練においても、今後、関係国との調整

のうえで、平和安全法制に関する必要な訓練を実施することとした。

#### ② 訓練の実施状況

16(同28)年8月、南スーダンPKOに派遣される派遣施設隊第11次要員(陸自東北方面隊隷下の第9師団(青森市)基幹)は、平和安全法制による新たな任務に関する内容を含めた派遣準備訓練を開始した。

同年11月には、日米共同統合演習(実動演習)(キーンソード17)において、重要影響事態における日米共同による捜索救助活動に関する訓練などを実施し、救助要領に関する日米間の相互理解



### 平和安全法制を含む訓練を支援して

陸自駒門駐屯地(静岡県御殿場市)

国際活動教育隊評価支援課 1等陸尉 かじ たかひろ  
梶 貴博

平和安全法制の施行に伴い、自衛隊の国際任務にも新たな任務と権限が付与されました。

国際任務に関する教育、訓練の支援及び研究を行う当教育隊では、初めは、手探りの状態でしたが、これまでのノウハウを活用するとともに、机上での検討と実員による検証を繰り返し、派遣される隊員に対して万全の支援ができるよう準備しました。

私は、南スーダンで活動した経験を活かし、南スーダン派遣施設隊11次要員の準備を主に支援しました。平成28年10月には、新たな任務などを含め、現地で予想される状況に適切に対処できるよう総合訓練が実施されました。言語の違いなど、南スーダンの現地を模擬して行われたこの訓練を通じ、駆け付け警護や宿営地の共同防護の任務などを整齊と遂行する状況を確認できました。また、多くの隊員から「新たな任務を遂行することとなっても、自信をもって行動できるようになった。」とのコメントがあり、達成感と安心感を得ることができました。

当教育隊では、この他にも平和安全法制を踏まえ、様々な教育や訓練が実施されています。国際任務遂行の一翼を担うことを誇りに思うとともに、陸自がより安全かつ効果的に国際任務を遂行できるよう、派遣される部隊と隊員を支援していきたいと思っております。



訓練後に派遣要員に対して教育する著者(右)

を推進した。

同年12月には、自衛隊法第84条の3に基づく在外邦人等の保護措置に関する訓練を初めて実施し、統合運用能力の向上を図った。

さらに、17（同29）年1月から2月の間、多国

間共同訓練（コブラ・ゴールド17）に参加し、指揮所演習において、国際平和支援法に基づく協力支援活動や船舶検査活動に関する内容を取り扱うとともに、在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用能力の向上を図った。

## 2 南スーダンPKOにおける新たな任務の付与

### 1 経緯

16（平成28）年10月8日、稲田防衛大臣は、南スーダンを訪問し、派遣施設隊第10次要員の活動状況を視察するとともに、南スーダン政府要人やロイ国際連合南スーダン共和国ミッション事務総長特別代表（当時）と会談し、派遣施設隊の活動への謝意と今後の活動への期待などについて表明を受けた。また、この訪問により、南スーダンの情勢については、大変厳しい治安情勢にあるものの、ジュバ市内及びその近郊においては、比較的安定していることを確認した。

同年10月23日には、稲田防衛大臣は、いわゆる駆け付け警護や宿営地の共同防護などにかかる派遣施設隊第11次要員の派遣準備訓練を視察し、また陸幕長から訓練結果の報告を受け、派遣部隊の練度が新たな任務に十分対応可能なレベルに達していることを確認した。

これらを受け、政府として現地の情勢及び新たな任務の追加に向けた訓練の状況を踏まえて総合的に検討した結果、派遣施設隊第11次要員からいわゆる駆け付け警護の任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとし、同年11月15日に、国家安全保障会議（九大臣会合）の審議・決定を経て、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の変更を閣議決定した。

### 2 新任務付与に関する基本的な考え方

前述の閣議決定に際し、政府は、いわゆる駆け付け警護や宿営地の共同防護などに関する政府の基本的な考え方<sup>1</sup>を示した。その概要は次のとお



南スーダンにおいて派遣部隊から栄誉礼を受ける稲田防衛大臣  
（16（平成28）年10月）



岩手山演習場（岩手県）で実施された派遣準備訓練において  
いわゆる駆け付け警護の訓練を行う様子（16（平成28）年10月）



岩手山演習場（岩手県）における派遣施設隊第11次要員の派遣準備訓練に  
かかわる説明を受ける稲田防衛大臣及び同行した岡部陸幕長  
（16（平成28）年10月）

<sup>1</sup> 「新任務付与に関する基本的な考え方」（16（平成28）年11月15日内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省発表）

りである。

### (1) 前提

南スーダンにおける治安の維持については、原則として南スーダン警察と南スーダン政府軍が責任を有しており、これをUNMISS（国連南スーダン共和国ミッション）の部隊が補完しているが、これは専らUNMISSの歩兵部隊が担うものである。わが国が派遣しているのは、自衛隊の施設部隊であり、治安維持は任務ではない。

### (2) いわゆる「駆け付け警護」

「駆け付け警護」については、自衛隊の施設部隊の近傍でNGO等の活動関係者が襲われ、他に速やかに対応できる国連部隊などが存在しない、といった極めて限定的な場面で、緊急の要請を受け、その人道性及び緊急性に鑑み、応急的かつ一時的な措置としてその能力の範囲内で行うものである。

南スーダンには、ジュバ市内を中心に少数ながら邦人が滞在しており、邦人に不測の事態が生じる可能性は皆無ではなかった。

過去には、自衛隊が、東ティモールやザイール（当時。現在のコンゴ民主共和国）に派遣されていた時にも、不測の事態に直面した邦人から保護を要請されたことがあった。

その際、自衛隊は、そのための十分な訓練を受けておらず、法律上の任務や権限が限定されていた中でも、できる範囲で、現場に駆け付け、邦人を安全な場所まで輸送するなど、邦人の保護のため、全力を尽くしてきた<sup>2</sup>。

「駆け付け警護」はリスクを伴う任務であるが、万が一にも、邦人に不測の事態があり得る以上、①「駆け付け警護」という、しっかりとした任務と必要な権限をきちんと付与し、②事前に十分な訓練を行った上で、しっかりと体制を整えた方が、邦人の安全に資するだけでなく、自衛隊のリスクの低減に資する面もあると考えている。

自衛隊は自己防護のための能力を有するだけであり、あくまでもその能力の範囲で、可能な対応を行うものである。

他国の軍人は、通常自己防護のための能力を有しているが、それでも対応困難な危機に陥った場合、その保護のために出動するのは、基本的には南スーダン政府軍とUNMISSの歩兵部隊であり、そもそも治安維持に必要な能力を有していない施設部隊である自衛隊が、他国の軍人を「駆け付け警護」することは想定されないものと考えている。

これまでの活動実績を踏まえ、派遣施設隊第11次要員から南スーダンにおける活動地域を「ジュバ及びその周辺地域」に限定する。「駆け付け警護」の実施も、この活動地域内に限定される。

### (3) 宿営地の共同防護

国連PKO等の現場では、複数の国の要員が協力して活動を行うことが通常となっており、南スーダンにおいても、一つの宿営地を、自衛隊の部隊のほか、ルワンダなど、いくつかの部隊が活動拠点としている。

このような宿営地に武装集団による襲撃があり、他国の要員が危機に瀕している場合でも、これまでは、自衛隊は共同して対応することはできず、平素の訓練にも参加できなかった。

しかし、同じ宿営地にいる以上、他国の要員がたおれてしまえば、自衛隊員が襲撃される恐れがある。他国の要員と自衛隊員は、いわば運命共同体であり、共同して対処した方が、その安全を高めることができる。

また、平素から共同して訓練を行うことが可能になるため、緊急の場合の他国との意思疎通や協力も円滑になり、宿営地全体としての安全性を高めることにつながると考えられる。

このように、宿営地の共同防護は、厳しい治安情勢のもとで、自己の安全を高めるためのものである。これにより、自衛隊は、より円滑かつ安全に活動を実施することができるようになり、自衛

2 安倍内閣総理大臣は国会において、「過去、自衛隊が東ティモールや当時のザイールに派遣されていたときにも、不測の事態に直面した邦人から保護を要請されたことがありました。自衛隊は、十分な訓練もなく、任務や権限が限定された中でも邦人保護に全力を尽くしてくれました。実際の現場においては、自衛隊が近くにいる、助ける能力があるにもかかわらず何もしないというわけにはいかないのが現実です（中略）。しかし、これまでは法制度がないため、そのしわ寄せは結果として現場の自衛隊員に押し付けられてきました。本来あってはならないことであります。」と答弁している。（16（平成28）年11月28日参議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁）

隊に対するリスクの低減に資するものと考えている。

【Q 参照】 本章2節1項4（国際平和協力法の改正）

### 3 自衛隊施設部隊の活動の終了

UNMISSに派遣されている自衛隊の施設部隊については、17（同29）年1月で派遣開始から5年という節目を越えた。南スーダンでは国連による地域保護部隊の創設・展開準備により、ジュバの治安の一層の安定に向けた取り組みが進みつつあり、また、南スーダン政府による民族融和を進めるための国民対話の開始の発表など、国内の安定に向けた取り組みが進展しており、国造りは新たな段階に入ろうとしている。

一方、前述のように、自衛隊の活動は施設部隊として最長となる5年以上を経過し、首都ジュバ

を中心とした道路補修などの実績は、過去のわが国PKO活動の中で最大規模の実績を積み重ねた。このため、わが国としては、自衛隊が担当する首都ジュバにおける施設活動については、一定の区切りをつけることができたと考えている。このような点を総合的に勘案した結果、同年5月末をもって、自衛隊の施設部隊による活動を終了した。これにより、南スーダン国際平和協力業務におけるいわゆる駆け付け警護等の新たな任務も終了することとなる。

なお、UNMISS司令部への自衛官の派遣は継続し、引き続きUNMISSの一員として国連PKOへの貢献を行っていく。

【Q 参照】 Ⅲ部2章3節2項1（国連南スーダン共和国ミッション）  
資料66（UNMISSにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方）

## 3 米軍等の部隊の武器等防護（自衛隊法第95条の2）の運用開始

### 1 経緯

防衛省・自衛隊は、平和安全法制成立以降、米軍等の部隊の武器等防護（自衛隊法第95条の2）の適正な運用を図るため、米国との間で必要な説明・調整を行いつつ、必要な規則類の作成作業を行った。これらの作業が完了したことから、16（平成28）年12月、国家安全保障会議において、「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」を決定し、米軍を対象に、同条の運用を開始した。今回の運用開始により、自衛隊と米軍の連携した警戒態勢などの更なる強化につながり、日米同盟の抑止力及び対処力は、より一層強化されることとなる。

### 2 自衛隊法第95条の2の運用に関する指針

この運用指針は、政府としての同条の基本的な考え方のほか、本条の運用に際しての内閣の関与や情報の公開などについて定めるものであり、概要は次のとおりである。

#### (1) 本条の基本的な考え方

##### ア 本条の趣旨

本条は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事している米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織（米軍等）の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限度の武器の使用を認めるものである。

本条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同項の警護が米軍等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展しないようにすることなどを明らかにしている。

このような武器の使用は、憲法第9条で禁止された「武力の行使」には当たらない。

## イ 我が国の防衛に資する活動

本条における「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動については個別具体的に判断するが、主に①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動、③我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練が考えられる。

## ウ 警護の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、米軍等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当するか及び自衛官が警護を行うことが必要かについて、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮したうえで主体的に判断している。

## (2) 内閣の関与

本条第2項の規定による米軍等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議することとしている。ただし、緊急の要請に際し、そのいとまがない場合には、防衛大臣は、速やかに、警護の実施の判断について国家安全保障会議に報告

する。

- ① 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- ② 第三国の領域における警護の要請があった場合
- ③ その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家安全保障会議で審議の上、閣議の決定を求めている。

このほか、国家安全保障会議幹事会を機動的に開催し、国家安全保障会議を補佐するとともに、平素から全ての警護の要請に関する情報を関係省庁間で共有し、緊密に連携することとしている。

## (3) 情報の公開

本条の運用に際し、本条による警護の実施中に特異事象が発生した場合には、速やかに公表し、また重要影響事態において警護の実施に係る事項が明記された基本計画を公表するほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることとしている。

**Q参照** 本章2節1項1(2)（米軍等の部隊の武器等の防護に関する規定の新設（同95条の2））

## 4 新たな日米物品役務相互提供協定（ACSA）などの締結

16（平成28）年9月26日には、岸田外務大臣とケネディ駐日米国大使（当時）との間で、日米物品役務相互提供協定（ACSA）への署名が行われ、17（平成29）年4月14日に国会で承認され、同月25日に発効した。

この協定は、平和安全法制の成立により、自衛隊から米軍に対して実施可能となった物品・役務（3章2節1項(3)参照）の提供についても、これまでの決済手続きなどと同様の枠組みを適用できるようにするため、これまでの日米ACSAに代わ

る新たな協定として作成されたものである。

この協定は、自衛隊と米軍との間で幅広い物品・役務の円滑かつ迅速な提供を可能とし、現場レベルの具体的な協力のレベルを向上させるものである。

また、米国以外の諸外国との間においても、平和安全法制等を踏まえた協定を作成し、日米ACSAと併せて国会承認を得ている。

**Q参照** 本章2節1項1(3)（米軍に対する物品役務の提供の拡大に関する規定の整備（同100条の6））  
4章2節3項2(5)（後方支援）